

令和2年度 宮崎県北部広域 ふるさと回帰強化事業委託業務仕様書

本仕様書は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下、「事務組合」という。）が発注する令和2年度 宮崎県北部広域 ふるさと回帰強化事業委託業務（以下、「本業務」という。）における受託者の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名

令和2年度 宮崎県北部広域 ふるさと回帰強化事業委託業務

2. 業務目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト・帰省ができない圏域外在住の圏域出身者に対し、ふるさとを回帰するきっかけづくりをするとともに、圏域内の観光事業者・物産事業者の支援を目的として、圏域出身者に対して特産品の仕送りを行うものである。

3. 業務内容

(1) 事業の運営

ア 申請受付

- ・申請者数は2,000人を上限とする。
- ・11月16日(月)8時30分より申請受付を開始するため、それまでに受付体制を構築すること。
- ・発注者が作成するオンライン申込フォーム「Tayori」を共同管理し、申込がある際に随時受付対応を行うこと。
- ・そのほか、オンライン申請のできない申請者へ対応を行うこと。

イ 特産品の選定・取寄せ

- ・県北9市町村の特産品については、一品当たり1,000円程度の18歳～25歳の若者が受け取って喜ばれるような商品を選定すること。
- ・県北9市町村の特産品の選定にあたっては、各市町村及び商品に偏りの無いよう留意すること。
- ・取り寄せた特産品の一時保管場所は受注者が確保すること。

ウ 梱包・発送

- ・1個口あたり、3市町村の特産品をランダムに選定し梱包・発送すること。
- ・梱包発送に係る費用(梱包材費、送料など)は受注者の負担とする。
- ・梱包発送に係る作業は受注者が行うものとし、その際の商品の取り扱いについては、汚損破損のないよう留意すること。
- ・取り寄せた特産品の梱包作業場所は受注者が確保すること。

エ その他

- ・その他本事業の実施にあたり、ふるさと回帰につながる効果的な取り組みなどがあれば検討・実施すること。

(2) 問合せ対応

- ・申請者等からの問い合わせ窓口を設け、適宜対応を行うこと。

(3) 広告宣伝

- ・申請者募集のための広告宣伝を積極的に実施すること。

4. 委託期間

契約締結日から令和3年3月19日（金）まで

5. 委託契約に関する基本的事項

- (1) 委託料は、10,460,000円（税込）以内とする。
- (2) 委託料は概算払で支払う。
- (3) 受注者は、業務完了後に業務履行に必要な諸経費等について計算書を発注者に提出すること。発注者は計算書を精査し、その結果、委託料に残額が生じた場合は、受注者は発注者に戻入を行うものとする。

6. 業務完了報告書の提出

(1) 業務完了報告

業務完了後の令和3年4月20日までに、申込者数、特産品数、その他発注者が指示する資料をまとめた報告書を提出すること。

6. その他

- (1) 申込者の秘密及び個人情報、受託者の責任の下に厳重に管理することとし、他の目的には利用しないこと。
- (2) 申込者の個人情報については、事前・事後を問わず、問合せには答えないこと。
- (3) 災害や事故等に際しての体制を整備しておくこと。
- (4) 受託者は、委託業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との打合せや協議を行うこと。
- (5) 受注者は本業務を一括して再委託しないこと。
- (6) 申込者が定員に満たなかった場合等は、実費不要額（共通経費等を除く）に応じて契約額を減額変更することがある。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により進めるものとする。